

日の出ヨットピア利用者連絡会 会員 各位

1998年3月11日

1. 日の出ヨットピア連絡会総会の案内。 — — — — — 2 ページ
2. オープニングセレモニーの案内。 — — — — — 3 ページ
3. 清水港港湾管理局からの回答。 — — — — — 4 ページ
4. 報告事項 — — — — — 6 ページ

返信用のハガキが1枚同封されています。
必ず返事を書いて投函してください。

●日の出ヨットピア利用者連絡会 臨時総会のご案内

日 時：平成10年 3月 27日（金曜日）
午後7時より

場 所：日の出マリンビル 5階の県の会議室

議 題：①役員改選の件
②会費の件
③オープニングセレモニーの件 3月28日（土）

（注）出席する方にお願ひがあります。

本来は総会において討論して決議されることではありますが、連絡会の臨時会費を当日に徴収させていただきたいと思ひます。何度かお手元に届きました書類作成・郵送料などの費用を現在、肩代わりしてもらっています。よろしくお願ひいたします。

なお、当日欠席の方は翌日のオープニングセレモニーの時でも結構です。

会費：1艇あたり5000円

当日、領収書を発行します。

総会もオープニングセレモニーも欠席の方には後日に「振込のお願ひ」を郵送します。

（注）総会の出欠席のハガキを同封してあります。

●日の出ヨットピア オープニングセレモニーのご案内

日時：平成10年3月28日（土曜日）

午前10時30分 集合

午前11時00分 セレモニー

午前11時30分より 交流会（バーベキュー）1時間30分くらいか。

場所：日の出ヨットピア（現在工事中のところ）

会費：2000円／一人（バーベキュー代金）

セレモニー式次第

開式→設備の説明→主催者挨拶（県側）→来賓紹介→来賓祝辞→安全宣言（連絡会）
→テープカット→閉会→交流会

・交流会

ヨットの係留開始、ヨット見学会、バーベキュー、来賓と県担当者、利用者と交流会。
当日、新聞社TV局など各メディアが取材に来る予定です。

（注）オープニングセレモニーへの出欠席のハガキを同封してあります。

（注）4月1日より戻ってくる30艇のみなさんへ。

3月25日に県によるポンツーンの最終検査が終わり、その後工事業者から県に引き渡されます。これにより3月26日より艇を戻すことが可能になります。当日28日に戻ることもOKですが、30艇のかたは3月28日の午前11時までに艇をポンツーンに係留した状態にしてください。ポンツーンがガラガラで隙間だらけでセレモニーをすることは避けたいと思います。信号旗を持っている方はアップしてください。

30艇の方は3月26日以降、艇をポンツーンに係留してOKですが、戻って来る日を連絡してください。この用紙のままFAXしてくれて結構です。

○印で囲ってください。

3月26日（木）

3月27日（金）

3月28日（土）（オープンセレモニー当日・午前中）

3月29日（日）

それ以降の日 _____ 月 _____ 日頃 艇名 _____

FAX：0543-51-3223（連絡会）

●清水港港湾管理局からの回答

平成10年3月11日19時より役員会がありました。

1月24日の役員会の結果「修理地」に関する要望書を2月2日付けで県へ提出した。清水港管理局港営課・山田課長より回答があった。

Q 1

修理地として現在清水港ヨット協会が借りている700㎡を平成10年4月からヨットピア付属施設として無料で借りたい。

A 1

平成10年4月1日から30艇分として300㎡をヨットピア付帯施設として無料で30艇に提供する。この面積は修理地、車からの荷下ろし、物置などを含んだ面積である。残りの400㎡については要望があれば有料で貸すことは出来る。

また将来、104艇が戻ってきたときには700㎡を限度として「修理地」として提供する。

物置については作ることは認める方針であるが、まだ具体的になっていないようなので、具体的になったときに相談に乗ります。

q 残り部分を借りない場合、県が引き上げると言うことか？。

a 有償なら貸すということゆえ、引き上げることになる。

Q 2

修理地に電気・水道設備を施設して欲しい。

A 2

電気については平成11年度末までに県で敷設するが、水道は本管までの距離が長く（豊年製油正門あたり）、費用もかかるので不可能である。

水道については対岸から岸壁沿いに高圧ホースを引くことができないか再検討していただきたい旨、強く要請した。

（内部で検討した結果、不可能ということで、駄目だという返事であったが、再度の検討を約束してもらった）

Q 3

サマーシーズン中、次の工事が始まるまで、杭の利用またはアンカーリングでも良いから日の出ヨットピアへ戻れないか？。

A 3

水域の問題、他船への影響、杭を利用した場合杭に傷が付かないようにするには、どうしたら良いのか等、具体的な計画を出してくれば、他の関係機関とも協議して、県で判断させてもらう。

本件については、

中井：残りのポンツーンがいつ出来るのかはっきりしてくれば、それまで待つということもできるが、いつまでに出来るのか？。また、貝島に居ると余計な経費がかかることもご理解いただき、できるだけ早く全艇戻れるようにして欲しい。

県：メドがたたないとはっきり言えないし、はっきりしないと納得していただけないと思うが、仮に5, 6月にオーダーして（去年は8月に予算がついた）6ヶ月はかかるので早くてもクリスマスころかもしれない。

県：3カ年計画でやっているのだから、ここでは3年度の間には完成するとはしか言えない。

県：施設が出来上がれば係留しなければならないのか？。貝島に居ると日の出ヨットピアに居るより係留費が安く済む。全部工事完了するまで貝島に居たい場合、長期修理のために置けない場合はどうなのか？。

県：公正公平を旨としているのですが、置かずに放置しているような場合に他から希望者があった時に検討を要するケースも考えられる。

中井：もし14艇（30艇が戻り、次回60艇が戻ったとき残り14艇）が残った時、マリパークの岸壁を利用させてもらって、貝島を引き上げたいということです。杭を使うときに固定的なモノで擦り傷が出来なければ良いのか？。

県：杭に沿わせてあるローラーは柔らかなモノを使っているのだから傷はつきにくいですが、固定的なモノでは如何なるか、技術者としては完成するまで使って貰いたくないと考えている。しかし、上司の判断もあるのでこれ以上は言えない。

中井：ポンツーンのマニュアルのメンテナンスのマニュアルはあるのか？。

県：作らせる予定であるが、たいそうなモノではなく、チェックリストを作り、1年に1回くらい目視でもチェックをしたものを報告する程度で良いと思う。

●報告事項

■「利用概要」について

先般、メンバーのみなさんに渡してある内容と本質的には変わらないが、字句・文章などの若干の訂正があるかもしれない。目下文書課へ回っているので、今日現在まだ返事がきていない。

ただ、県外利用者の料金は割り増しすると言ったが割増率は20%である。本件についてはいかがか？。

代表者には県外のかたが居ないようであるが、クルーには県外の方が居る。ただクルー即共同オーナーとは限らない。

他県の例もあるが県の単独事業として作るものであるので、我々としては何も言えないが、心情的にはそのような艇であっても代表者が県民ならば県民並に認めてやってもらいたい。東京の例だと共同オーナーの80%以上が都民でないと都民並には認められない。

■係留講習会

3月7日（土）午前10時から約1時間。

4月より戻ってくる30艇を対象にヤマハが実際にメンバーの艇を使用して係留方法の講習会を行った。

参加艇＝マドンナ（柴田）、小政（海野）の2艇

参加人数：30艇のメンバーと役員の合計約40名でした。

1. 係留施設の取り扱い

施設利用上の注意事項について

2. 係留方法について

接岸する時には微速

係留時には必ずフェンダーを使用する。

係留ロープの取り扱い方法（スプリングを取る）

3. 実演

係留の実演および練習